

1 第2の6（詐害行為取消しの効果）の形成力の拡張という考え方について

概要欄には、請求認容判決の形成力に関して総債権者に及ぼすことを示すとある。この場合、既判力については拡張を考慮しないという趣旨か。形成力のみ拡張という理解は行政事件訴訟法32条の取消判決の場合と共通となると思料されるが、会社法上の株主総会決議取消判決（会社法838条）の多数説的理解とは異にすることになる。既判力の拡張を認めないという点を前提とする趣旨か。

これと関係して、複数の詐害行為取消訴訟が提起された場合、類似必要的共同訴訟となるか否かが問題となるが、この点についても今回の提案では一定の結論を導こうとするものか。

2 第2の6（詐害行為取消しの効果）の判決効が拡張される債権者の範囲について

概要欄には、「形成力が、債務者の全ての債権者（詐害行為時や判決確定時の後に現れた債権者を含む。）に及ぶ」とある。しかし、部会資料第2の1（受益者に対する詐害行為取消権の要件）の(4)において、取消債権者は、債務者が詐害行為前に生じた被保全債権を有する者に限るとしている。詐害行為取消訴訟を提起できない債権者にまで勝訴判決の効力を拡張させ、被保全債権の弁済を得させることは果たして合理的か疑問が残る。この点はどうか考えるのか。

とりわけ、価額償還請求の場合などには、取消債権者は詐害行為取消訴訟の判決確定後に債権執行手続きをすることになると思料される。この場合、現在の執行実務の慣行を前提とすれば、一個の債権についてもその全体を差押えることをしないで、請求金額に充つるまでという形で差押えの申立てをしている。すなわち、超過差押えにならないように配慮しているのである。したがって、他の債権者が別途、債権執行等をしていない限り、受益者・転得者は超過部分の財産を確保しうる。このとき詐害行為後あるいは判決確定後の債務者までもが受益者・転得者が負担する価額償還義務に対し債権執行手続きを行い得るとするのは果たして妥当な結論であろうか。受益者・転得者の財産は同人らの債権者に対する責任財産を構成していることを考えれば、受益者・転得者の債権者による強制執行の可能性への配慮が必要となるのではないか。この点についてどのように考えるのか。

3 第2の8（逸出財産の返還の方法）の(3)、(4)具体的な執行方法について

(1)動産および特定金銭の場合

第三者（受益者・転得者）が任意に執行官に当該動産を提出する場合には、金銭執行としての第三者が占有する場合の動産差押え（民執法124条）の規定に従って処理されると思料されるが、問題は第三者（受益者・転得者）が任意の提出を拒む場合である。

このとき、債権者が債務者に対し金銭債権についての債務名義を有し、金銭執行を行うことを前提とするならば、民事執行法163条の動産の引渡請求権の差押命令の執行になるものと思われる。これによれば、差押えの日から1週間以内に執行官にその動産を引き渡すべきことを請求できるが、これ自体には強制力がないから、第三債務者が任意に目的物を引き渡さないときは、差押債権者はこの者を被告として、執行官に目的物を引き渡すべき旨の訴訟を提起し、その勝訴判決をもって引渡しの実現を図ることになると理解される。つまり、更なる別訴提起が必要となるが、このような取扱いとなるのか。仮にそうだとすると2度の訴訟が必要となり、いわゆる時間のコストが過大となるのではないか。

(2)価額償還の場合

今回の改正提案では価額償還も受益者・転得者は債務者に対し支払義務を負うことになるので、この場合、債権者は債務者に対する金銭債権の債務名義に基づき、金銭執行としての債権執行を行うことになる。つまり、債権差押命令を取得し、取立権の付与を受け、任意の支払いのない場合には取立訴訟を提起することになる。このときも更なる別訴提起が必要となるが、このような取扱いでよいか。上記(1)の場合と同様に時間のコストが過大となるのではないか。

4 第2の8（逸出財産の返還の方法）の保全処分について

①返還を求める逸出財産が動産・特定金銭である場合、②価額賠償の場合、のそれぞれについて、詐害行為取消訴訟では債務者に返還せよ、支払え、という内容の判決がなされることと思われる。このとき、受益者・転得者が任意に金銭、動産等を返還してしまうと債務者のもとで隠匿、費消の危険がある。そこで、受益者・転得者の任意の履行を防ぐ保全処分をすることが考えられるが、それは具体的にはどのような方法によるのか。債権者が債務者に対し有する金銭債権を被保全債権とし、債務者の受益者・転得者に対する返還請求権、支払請求権を対象とした仮差押えとなるのか。このような仮差押えが認められるのか。

あるいはこのような保全はそもそも認めるべきではないのか。どう考えるか。